

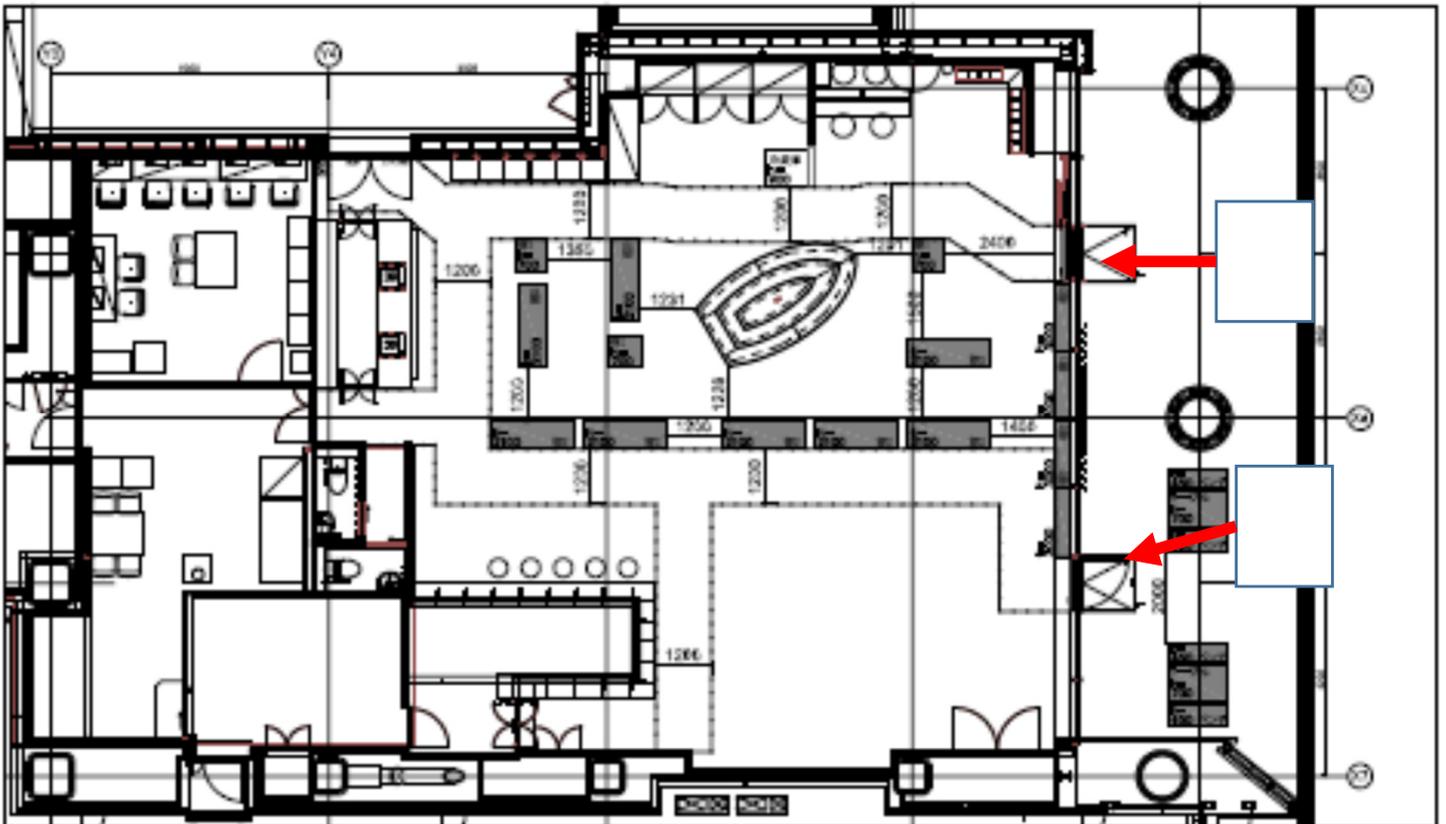
# 「日本橋 長崎館」店舗写真 1



店舗入口 1  
(正面右側)



店舗入口 2  
(正面左側)



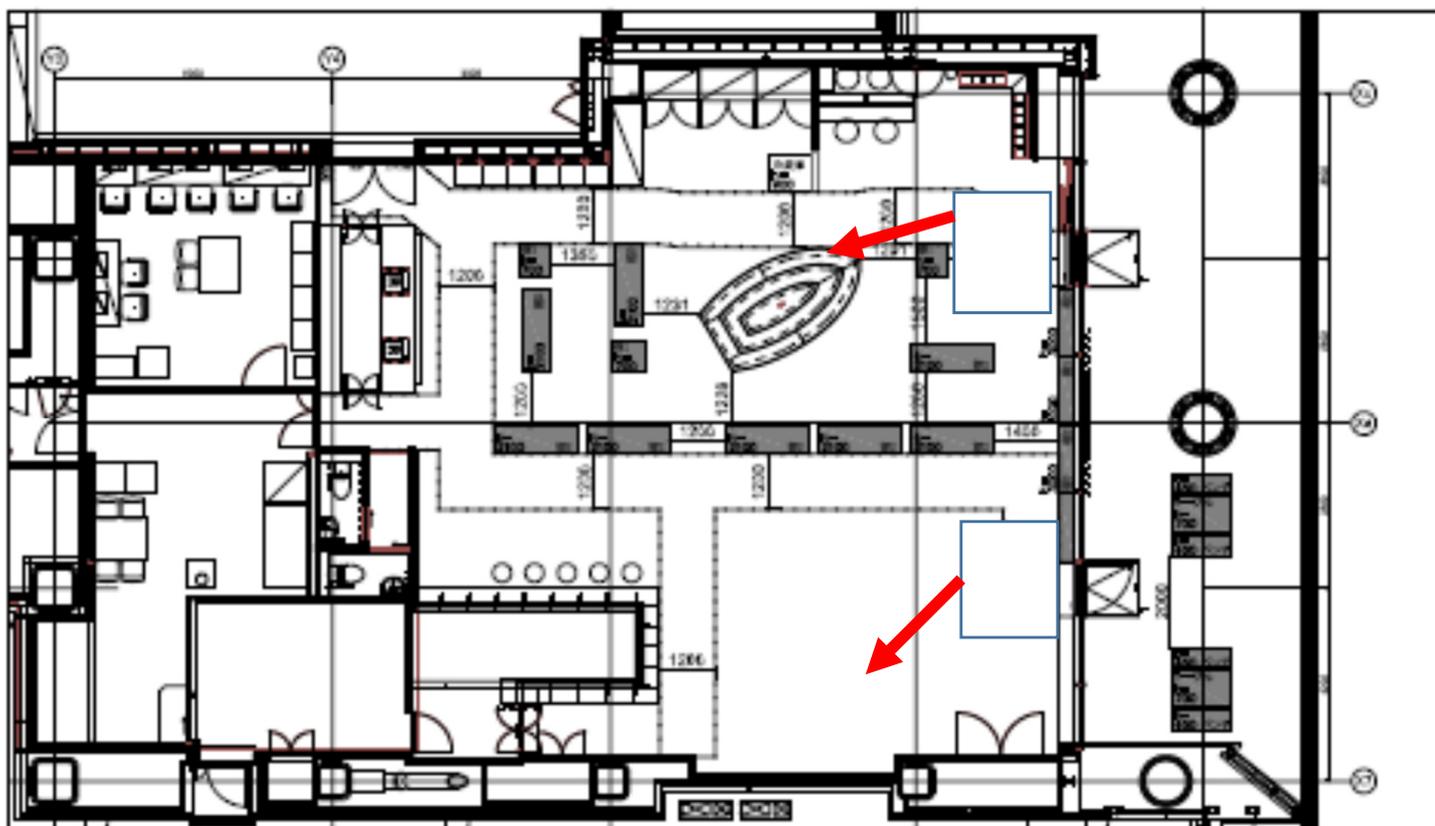
# 「日本橋 長崎館」店舗写真 2



店舗内 1  
(店舗入口 2 側からイベントゾーンを見る)



店舗内 2  
(店舗入口 1 側からレジを見る)



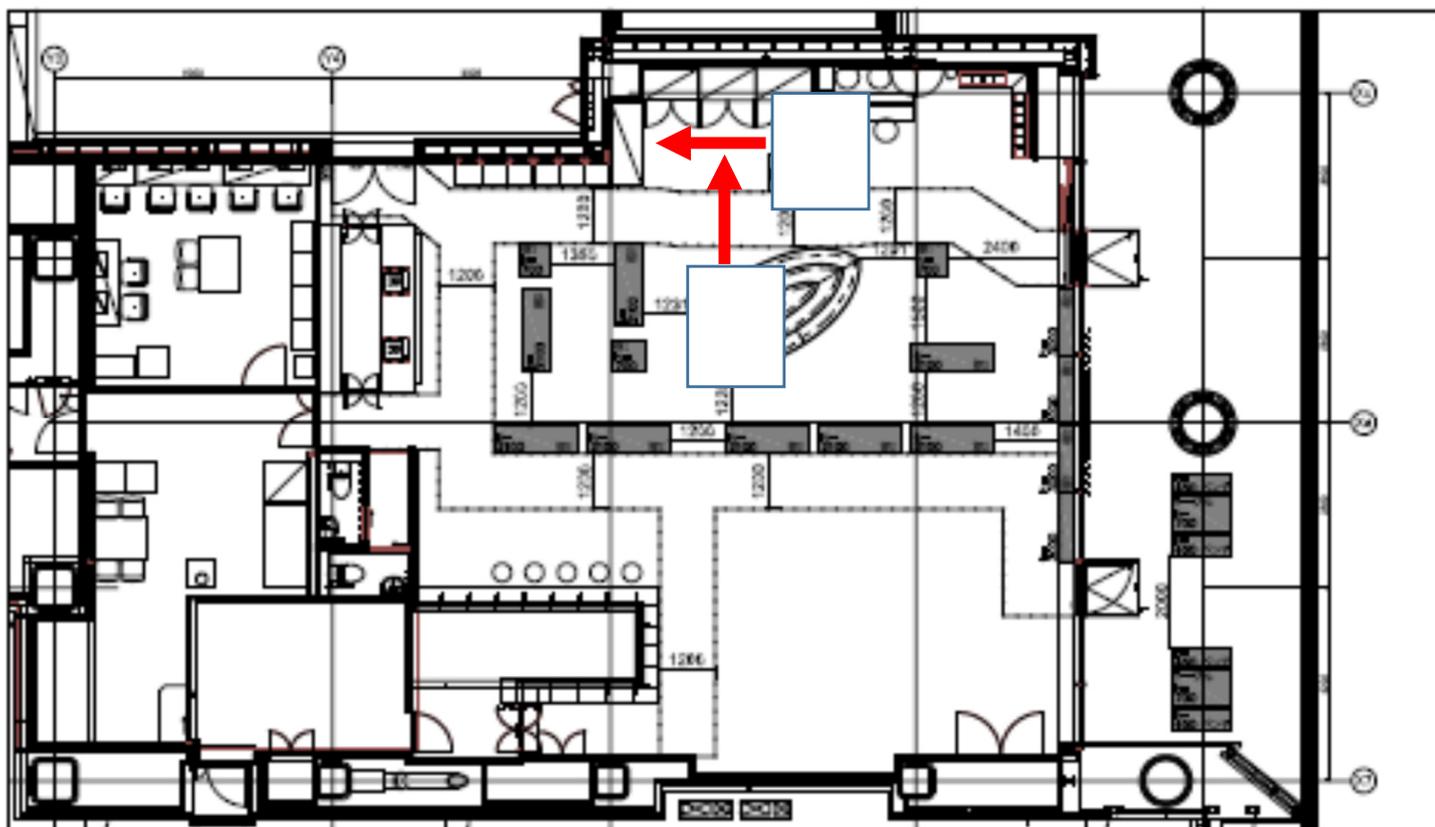
# 「日本橋 長崎館」店舗写真 3



店舗内 3  
(冷凍ケース)



店舗内 4  
(冷蔵ケース)



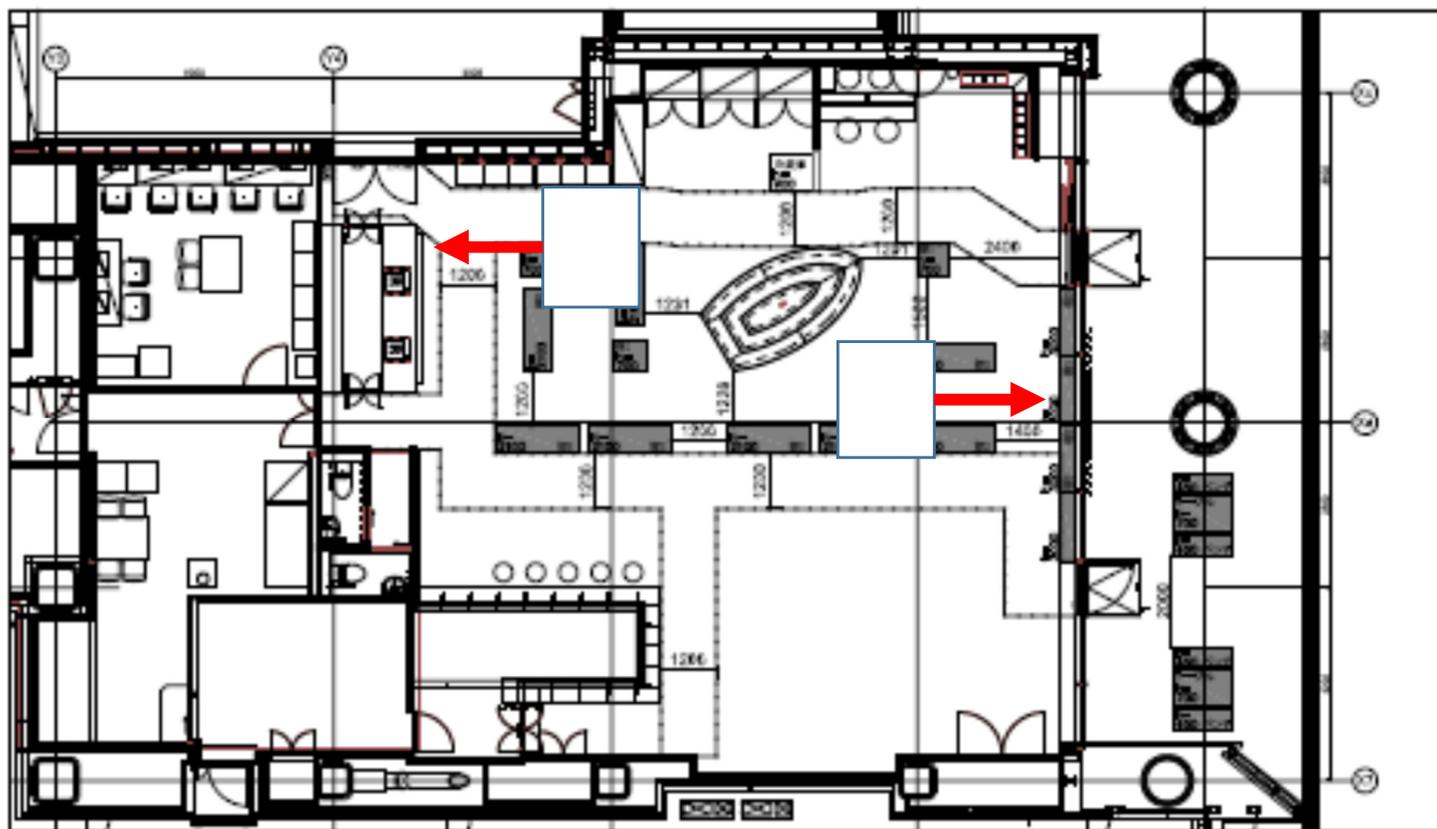
# 「日本橋 長崎館」店舗写真 4



店舗内 5  
(入口横什器)



店舗内 6  
(レジ)





# 「日本橋 長崎館」イベントゾーン活用状況



五島手延うどん販売



川棚町PRイベント



長崎県特産品新作展展示販売



周年イベント(デンリュウカステラ販売)



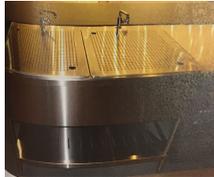
福袋販売(初売り)



五島市&JAごとう販売会(510の日)

	品名	規格・内容	写真
1	作業台	レジ カウンター (物販ゾーン) F-06-01 幅3600mm×奥行900mm×高さ900mm	
2	作業台	レジ バックカウンター (物販ゾーン) F-07 幅3600mm×奥行500mm×高さ900mm	
3~6	物品台	アイリスオーヤマ 08-109-1-1 (イベント用) 平台ワゴン (4台) 幅900mm×奥行750mm×高さ700mm	
7	物品台	船形陳列台 (物販ゾーン) F-04-01 幅3600mm×船尾奥行1425mm×高さ1300mm	
8~15	物品台	スイングテーブル (8台) (イベントゾーン) F-10 幅800mm×奥行650mm×高さ730mm	
16	物品台	屋台什器本体 (イベント用) F-13 幅1500mm×奥行800mm×高さ900mm	
17~24	食堂椅子	チェア (hi) (8台) (軽飲食提供ゾーン) C-01 COMPLEX	
25	物品保管庫	スチール製ロッカー (8人用) 4連2段 (運営オフィス) 運営事業者用ロッカー U-04 幅900mm×奥行515mm×高さ1790mm	
26	投影機	プロジェクター (イベントゾーン) EB2065 (EPSON)	

	品名	規格・内容	写真
27	アンプ	卓上形ACアンプ（イベントゾーン） IZA-190HZ	
28	揚物器	ミニ電気フライ-（卓上型）（バック厨房） 22-1 TCFL-8B 幅265mm×奥行325mm×高さ190mm	
29～30	コンロ	小型IHコンロ（卓上型）2台（バック厨房） 23-1 TIH-2.5NN 幅300mm×奥行450mm×高さ125mm	
31	浄水器	AS浄水器（軽飲食提供ゾーン） 9-3 AS-10L	
32	調理台	調理台（軽飲食提供ゾーン） 8 TX-WCT-1245NB 幅1200mm×奥行450mm×高さ800mm	
33	調理台	調理台 9-2 幅600mm×奥行600mm×高さ800mm	
34	調理台	作業台（バック厨房） 11 幅700mm×奥行600mm×高さ800mm	
35	調理台	作業台（バック厨房） 13 幅1100mm×奥行600mm×高さ800mm	
36	調理台	作業台（バック厨房） 14 TX-WT-120NB 幅1200mm×奥行600mm×高さ800mm	

	品名	規格・内容	写真
37	調理台	作業台（バック厨房） 30 幅700mm×奥行600mm×高さ800mm	
38	流し台	2槽シンク（軽飲食提供ゾーン） 2 幅1000mm×奥行600mm×高さ800mm	
39	流し台	2槽シンク（バック厨房） 15 幅1000mm×奥行600mm×高さ800mm	
40	フリーザー	ソトクリームシンク（卓上型） 5-1 SSF-M161PN 幅465mm×奥行730mm×高さ830mm	
41	保温器	卓上型電気ウォーマー（バック厨房） 10-1 N-TCW-3555E-2 幅350mm×奥行550mm×高さ280mm	
42	焼物器	赤外線グリラー（焼き物機）（バック厨房） 19 TEIG-90 幅860mm×奥行415mm×高さ615mm	
43	湯沸器	壁掛型電気湯沸器 16 EWR30BNN220A0 幅360mm×奥行250mm×高さ747mm	
44	冷蔵庫	冷蔵ショーケース（物販ゾーン） B SAR-U690NA 幅1790mm×奥行650mm×高さ1900mm	
45～47	冷蔵庫	冷凍リチンショーケース（3台）（物販ゾーン） A SRL-4065NA 幅1216mm×奥行650mm+50mm×高さ1900mm	

	品名	規格・内容	写真
48	冷蔵庫	催事用冷蔵平型ショーケース C SAR-ES90FENB 幅870mm×奥行870mm×高さ830mm	
49	冷蔵庫	催事用冷蔵平型ショーケース（フルジグ仕様） D TEM-967SA3 幅1800mm×奥行900mm×高さ790mm	
50	冷蔵庫	冷凍チェストフリーザー（運営オフィス） 31 SRF-K1261SA 幅1309mm×奥行749mm×高さ874mm	
51	冷蔵庫	冷凍冷蔵コールドテーブル（軽飲食提供ゾーン） 1 SUR-K1261CA 幅1200mm×奥行600mm×高さ800mm	
52	冷蔵庫	業務用冷凍冷蔵庫（バック厨房） 18 SRR-K1261C2 幅1200mm×奥行650mm×高さ1950mm	
53	レンジ	電子レンジ（バック厨房） 24 NE-710GP 幅510mm×奥行360mm×高さ306mm	
54	その他	赤外線グリル（焼き物機） 架台 20 TX-WT-100NB 幅1000mm×奥行600mm×高さ800mm	
55～56	その他消耗品	家庭用IHコック（2台）（バック厨房） 4 KZ-PH33	
57	ブルーレイレコーダー・プレイヤー	ブルーレイプレイヤー（イベントゾーン） DMPBD90K（パナソニック）	

	品名	規格・内容	写真
58	その他	CDプレーヤー（イベントゾーン） ----- T E A C	写真なし
59	その他	CDプレーヤー（運営オフィス） ----- T E A C	写真なし
60	厨房機器類	自動食器洗浄機 ----- 食器洗浄機2台、ワークテーブル、上棚のセット	写真なし
61	物販エリア	平置冷蔵庫 ----- ホシザキ関東	
62	その他	ノートパソコン -----	写真なし
63	アンプ	アンプ（運営オフィス） ----- BOSE IZA190 - HZ	
64	厨房機器類	キューブアイスメーカー（HOSHIZAKI IM-95P） 同等品も可 ----- <a href="https://www.hoshizaki.co.jp/p/ice-engine/im-95/">https://www.hoshizaki.co.jp/p/ice-engine/im-95/</a>	
65	軽飲食機能	コイン式県産酒自動販売機（株）グローバル、4本セット、コインユニット式） コインユニットタイプは現金タイプかコインタイプを提案書に盛り込むこと ----- <a href="https://www.globalwine.co.jp/shop/c/c15/">https://www.globalwine.co.jp/shop/c/c15/</a>	

着色した設備及び備品について

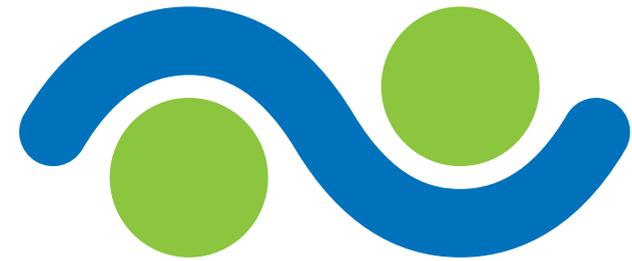
オレンジ着色  
更新対象であるが、処分せず  
活用しても可  
黄色着色  
更新対象で処分・入替を想定  
緑色着色  
今回、新規導入



日本橋 長崎館

NIHONBASHI NAGASAKIKAN

# めぐり めぐる 長崎の魅力



長崎の971の島しょを象徴する二つの緑の島、その島の間を船が巡って「N(長崎)」字航路、それらが合わさった形が「長崎館」のシンボルマークです。



二つの緑の島の間を船が巡って「N(長崎)」字形が「長崎館」のシンボルマークです。

日本橋 長崎館

NIHONBASHI  
NAGASAKIKAN



日本橋 長崎館

NIHONBASHI NAGASAKIKAN

基本的なシンボルマークとロゴタイプの組み合わせ（シグネチャ）です。  
長崎館のアイデンティティが認知されるために主にこの形を使用します。



シンボルマーク

日本橋 長崎館  
NIHONBASHI NAGASAKIKAN

ロゴタイプ

NIHONBASHI  
NAGASAKIKAN

日本語ロゴタイプ

日本橋 長崎館

英語ロゴタイプ



日本語ロゴ



英語ロゴ



横位置ロゴ



日本橋 長崎館

NIHONBASHI NAGASAKIKAN



日本橋 長崎館

NIHONBASHI NAGASAKIKAN

CMYK

- C050%, M000%, Y100%, K000%
- C100%, M050%, Y000%, K000%
- C000%, M000%, Y000%, K100%

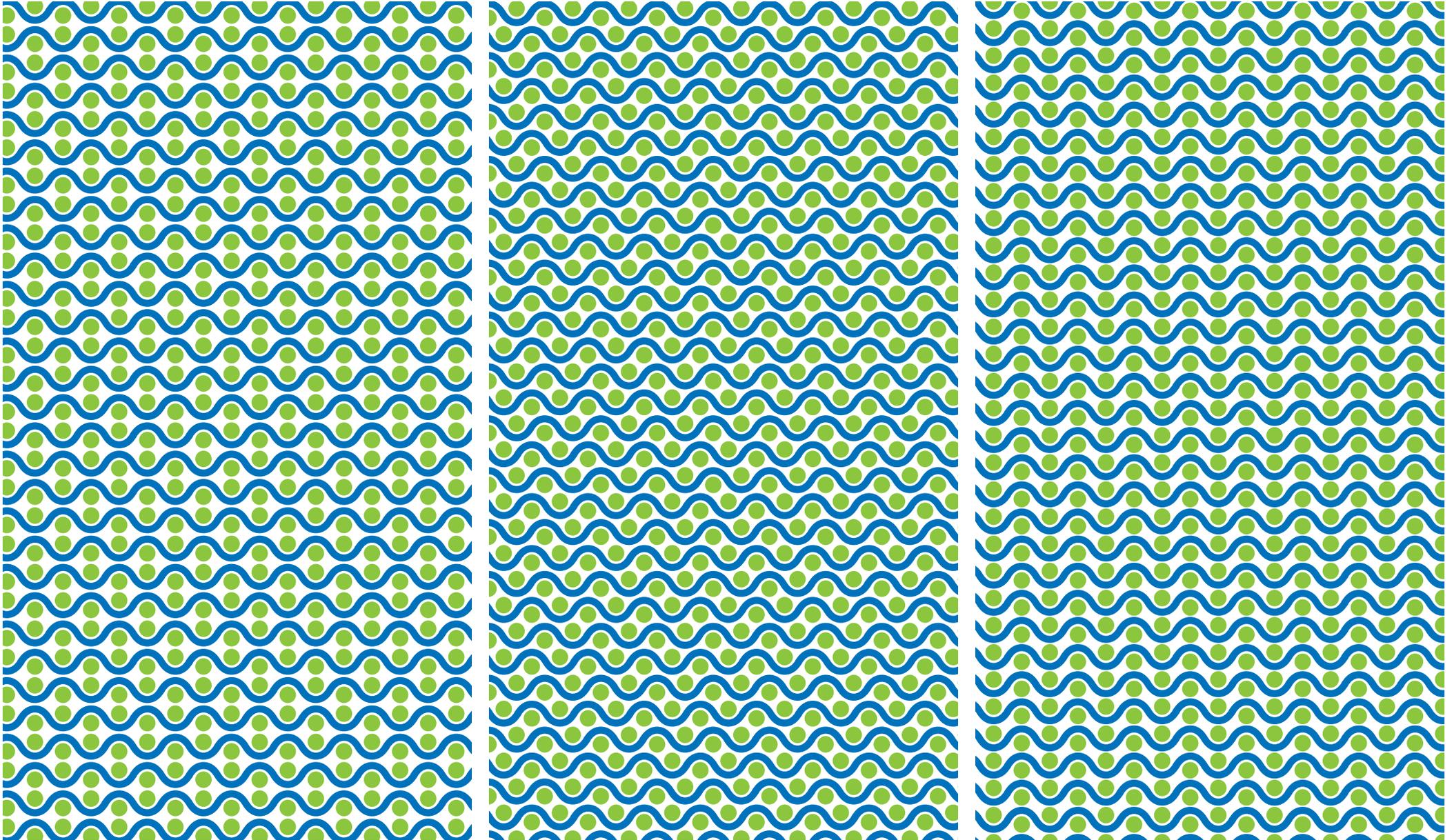
RGB

- R140, G195, B030
- R000, G100, B180
- R000, G000, B000

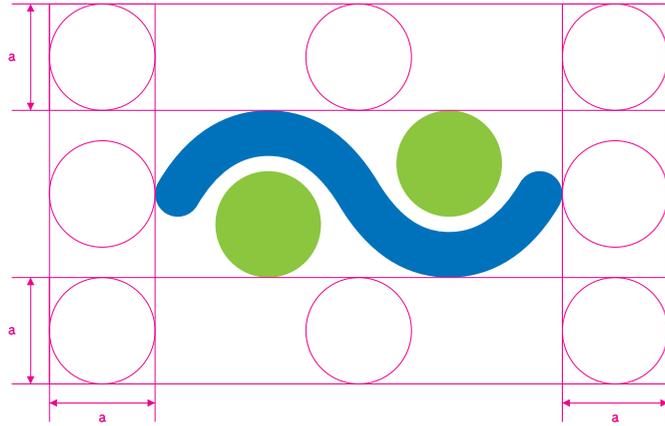
K

- K040%
- K080%
- K100%

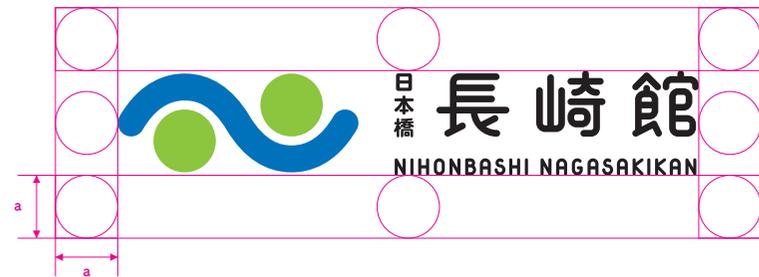
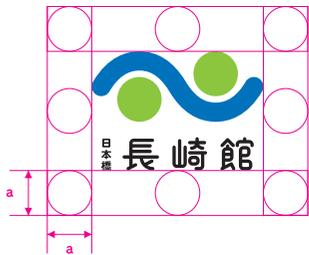
ロゴに使用する色指定です。CMYK、RGBそれぞれに正しい色を使用してください。  
フルカラーで表現できない場合は右のグレースケールの色指定を使用します



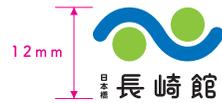
包装紙や壁紙、背景など面として使用するためのパターンです。  
アイコンを反復させることで、長崎の風景のように豊かな海と島が繋がっていくデザインです。



シンボルマークの島の幅を「a」とし、「ロゴ」+「a」を保護エリアとします。



アイデンティティを統一していくためにロゴの形を他の要素から分離（アイソレーション）保護するための領域です。エリア内は白地にし、他の要素を入れてはいけません。





シンボルマークの角度を変えてはいけない



書体を変えてはいけない



配色を変えてはいけない



アイソレーションエリアを変えてはいけない



シンボルマークを縦横比を変更してはいけない



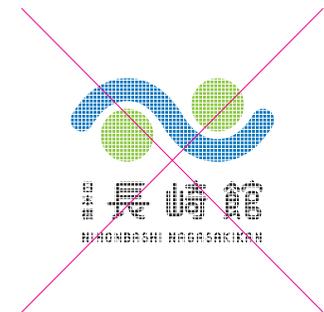
他のデザイン要素を追加してはいけない



影をつけてはいけない



アイソレーションエリア内に他の要素を入れてはいけない



視認性が落ちる表現をしてはいけない

ロゴのイメージを統一するため上記のような使用を禁止します。

# 長崎県アンテナショップ整備・運営事業者 公募要領

令和7年10月28日

長崎県文化観光国際部物産ブランド推進課

## 目 次

1．趣旨	.....	1
2．アンテナショップの概要	.....	1
3．委託業務内容	.....	2
4．委託上限額等	.....	2
5．募集方法	.....	2
6．応募の手続き	.....	2
7．企画提案書の内容及び提出方法等	.....	6
8．評価・選考方法	.....	9
9．応募にあたっての留意事項等	.....	11
10．審査項目	.....	12

## 資料及び様式

資料 1 . 日本橋長崎館リニューアルポイント

資料 2 . 長崎県アンテナショップ整備・運営事業者募集にかかる委託条件書

資料 3 . 設備及び備品一覧

資料 4 . 長崎県アンテナショップ取扱商品基本方針

資料 5 . 「日本橋 長崎館」イベントスペース利用要綱

様式 1 - 1 . 参加申込書（単独用）

様式 1 - 2 . 参加申込書（グループ用）

様式 2 . 会社概要

様式 3 . 説明会参加申込書

様式 4 . 質問書

様式 5 . 企画提案書表紙

様式 6 1 . 誓約書（単独用）

様式 6 - 2 . 誓約書（グループ用）

# 長崎県アンテナショップ整備・運営事業者公募要領

## 1. 趣旨

長崎県(以下「県」という。)は、首都圏における情報発信・受信の拠点として、本県全般の魅力を発信し、長崎に関心をもつ人々の拡大を図り、ひいては、県産品の認知度向上、売上増や本県への誘客の増加につなげることを目的に長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」(以下「アンテナショップ」という。)を設置している。

アンテナショップの整備・運営にかかる業務については、県が提示する諸条件の下、委託することとしており、本公募要領では、委託する事業者(以下「事業者」という。)の公募にあたって必要な事項を定めることとする。

## 2. アンテナショップの概要

### (1) リニューアルポイント

資料1「日本橋長崎館リニューアルポイント(以下「リニューアルポイント」という。)」を参照

### (2) 設置場所と建物概要

#### 建物名称

「アーバンネット日本橋二丁目ビル」(以下「入居ビル」という。)

#### 所在地

東京都中央区日本橋2 - 1 - 3 アーバンネット日本橋二丁目ビル1階

#### 賃借部分及び面積

地上1階：99.27坪 (328.17㎡)

#### 所有者

NTT都市開発株式会社

#### 設備及び備品

資料3「設備及び備品一覧」に掲げるとおり

現在の店舗にある商品棚は、現運営事業者が準備したものであることを留意すること。

今回のリニューアルでは備品入替を含む店舗リニューアルを行うことに留意すること。

#### 現況

アンテナショップとして営業中

(店舗部分面積等は、リニューアルポイント図面を参照)

### (3) アンテナショップの基本機能

県産品 PR・販売促進・情報発信機能

観光・世界遺産等 PR、旅行相談機能

物産等の業界向け営業(販路拡大)機能

来館者意見やテストマーケティングを通じたフィードバック機能

## 軽飲食（テイクアウト含む）機能

- (4) リニューアルオープン予定日  
令和8年6月1日(月)

### 3. 委託業務内容

委託業務内容については、次のとおりとする。また、委託に際しての条件等については、資料2の「長崎県アンテナショップ整備・運営事業者募集にかかる委託条件書」（以下「委託条件書」という。）のとおりとする。

(1) 店舗設計・施工・施工管理業務

店舗設計、施工、施工管理業務

【資料2の委託条件書1頁「1. 店舗設計・施工・施工管理業務の委託条件」参照】

(2) 店舗運営等業務

県産品の展示・販売業務等

【資料2の委託条件書3頁「2. 店舗運営等業務の委託条件」参照】

### 4. 委託上限額等

- (1) 委託上限額 38,757 千円  
(R7 限度額 4,400 千円、R8 限度額 34,357 千円)

(2) 委託上限額に含まれる経費

店舗設計・施工・施工管理業務経費（事業者が独自に設置する備品等の一部経費を除く。）

上記にかかる消費税及び地方消費税

3(2)の店舗運営等業務に係る委託料は0円(独立採算制)とする。

### 5. 募集方法

公募型プロポーザル方式

### 6. 応募の手続き

(1) 応募者の構成

応募者は1者またはグループによる提案（以下「グループ提案」という。）も可能とする。ただし、グループ提案の場合は以下の点に留意するものとする。

グループの構成員で共同事業体に関する協定書を締結していること。（当該協定書の写しを1部、参加申込書に添付すること。）

グループ名称を定め事業を統括する代表者（以下「代表事業者」という。）を選任していること。

代表事業者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対して連帯してその責を負うこと。

代表事業者及び構成員の変更は、原則として不可とする。ただし、やむを得ない事

情が生じた場合は、県と協議を行うものとする。

グループの構成員は、重複して1者または他のグループ構成員として応募することはできないものとする。

## (2) 応募者の資格要件

応募者は、次の要件を全て満たす者であること。なお、グループ提案の場合も、下記の「ただし書き」部分を除き、構成員となる全ての事業者が資格要件を全て満たす者であること。

長崎県産品の販売等を通じて長崎県の魅力を総合的に発信するなど、リニューアルポイントの実現に向けた事業を実施することができる者であること。

物産販売施設の運営についての実績があること。ただし、グループ提案の場合は、構成員の1者以上にその実績があること。

直近1年間において、国税及び長崎県税(長崎県における納税義務がない場合は本社所在地都道府県税)を滞納していないこと。

地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する入札に参加させることができない者でないこと。

地方自治法施行令第167条の4第2項のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。

この公告の日から見積執行期日まで「長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。

この公告の日から見積執行期日まで「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けていないこと。

この公告の日から見積執行期日まで法人の代表者及びその役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

公共の安全及び福祉を脅かす団体または団体に属する者でないこと。

この公告の日から見積執行期日まで長崎県が行う競争入札に関する指名停止または入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

参加申込書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

長崎県の責に帰さない事由により契約が解除され、その解除の日から3年間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でない

こと。

(3) 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及び公募要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課で配布するほか、長崎県のホームページに令和7年12月5日まで掲載して配布する。

(4) アンテナショップ整備・運営事業業務等に関する説明会

説明会への参加は、応募の必須要件ではない。なお、説明会は下記2会場で開催するが、説明内容は同じである。

日時

ア．東京会場：令和7年11月 5日（水）午後1時30分（受付開始午後1時）

イ．長崎会場：令和7年11月10日（月）午前10時30分（受付開始午前10時）

場所

ア．東京会場：都道府県会館4階 410会議室  
（東京都千代田区平河町2-6-3）

イ．長崎会場：長崎県庁6階 601会議室  
（長崎県長崎市尾上町3-1）

申込方法

「説明会参加申込書」（様式3）を、電子メールにより提出すること。

必ず、受信確認を電話により行うこと（電話：095-895-2623）

提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・E-Mail：s38040@pref.nagasaki.lg.jp（すべて半角英数）

申込期限

令和7年11月4日（火）午後5時必着

参加者

会場の都合上、1者または1グループ当たり2名以内とする。

（当日は受付において、記名と名刺の提出をすること。）

(5) 公募要領の内容に関する質問の受付及び回答

本公募要領や資料の内容などについての質問は、「質問書」（様式4）を下記の受付期間内に電子メールにより提出すること

受付期間

令和7年10月28日（火）から令和7年11月12日（水）午後5時まで

提出方法

電子メールのみとする。

提出後、速やかに受信確認を電話により行うこと。（電話：095-895-2623）

提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・E-Mail：s38040@pref.nagasaki.lg.jp（すべて半角英数）

## 回答期限及び回答方法

受け付けた質問及び回答は、長崎県物産ブランド推進課ホームページにおいて、令和7年11月19日(水)までに公表する。また、1者または1グループのみにかかる質問については当事者のみに、電子メールにより通知する。

### その他

- ア．説明会以外での質問は、上記「質問書」のみで受け付ける。口頭での質問はできない。
- イ．本公募要領及び手続き等について、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## (6) 参加申込方法

参加しようとする者は、下記により関係書類を提出すること。なお、参加申込書等提出後に参加を辞退する場合は、令和7年12月2日(火)までに辞退届(様式任意)を提出すること。

### 提出期限

令和7年11月27日(木)午後5時必着

### 提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・住所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 5階

### 提出方法

- ア．持参または郵送により提出するものとする。
- イ．持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までに提出すること。
- ウ．郵送の場合は、書留郵便(特定封筒郵便(レターパック等)は認めない)に限ることとし、提出期限までに必着とする。なお、郵送の場合は到着を確認すること。
- エ．電子メールによる提出は、不可とする。

### 提出書類及び部数

- ア．参加申込書(様式1-1) 1部  
グループ提案の場合は、参加申込書(様式1-2)及び前述6-(1)  
- に定める協定書
- イ．会社概要(様式2) 1部
- ウ．登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 1部
- エ．直近2年間の決算報告書(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類) 1部
- オ．都道府県税の納税証明書 1部
- カ．消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書 1部
- キ．前述6-(2)の「応募者の資格要件」に係る誓約書 1部  
(様式6-1または6-2)

グループ提案の場合は、アを除き構成員全員の上記書類を要する。

(7) 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加申込書及び関係書類を確認し、確認結果を令和7年12月2日(火)までに申請者へ通知する。

(8) 応募費用の負担

応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

(9) スケジュール

令和7年10月28日(火) 公募開始

令和7年11月 4日(火) 説明会参加申込書の提出期限

令和7年11月 5日(水) 説明会の開催(東京会場)

令和7年11月10日(月) 説明会の開催(長崎会場)

令和7年11月12日(水) 質問書の提出期限

令和7年11月19日(水) 質問書の回答期限

令和7年11月27日(木) 参加申込書の提出期限

令和7年12月 2日(火) 資格審査結果の通知

令和7年12月 5日(金) 企画提案書の提出期限

令和7年12月中旬 長崎県アンテナショップ運営事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の実施

令和7年12月中旬 優先交渉権者決定の通知

契約内容等について、優先交渉権者と県が協議・調整を行う。

令和7年12月下旬 事業者の決定、業務委託契約の締結

令和8年2月27日 実施設計完了

令和8年4月上旬～5月31日 店舗工事、リニューアルオープン・運営準備

令和8年6月1日 運営開始予定

令和8年2月27日までに実施設計が完了し、完了検査に合格していること。

令和8年5月31日までに施工が完了し、完了検査に合格していること。

事業者は、運営開始までの間に県と十分協議・調整を行い、諸準備を行うこと。また、運営開始までの協議・調整に係る費用のうち事業者分をすべて負担すること。

(10) 担当部局

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・住所 : 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 5階

・電話 : 095-895-2623 / FAX : 095-895-2562

・E-Mail : s38040@pref.nagasaki.lg.jp (すべて半角英数)

・受付期間 : 土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

7. 企画提案書の内容及び提出方法等

応募にあたっては、資料2の委託条件書を確認のうえ、下記により関係書類を提出す

ること。なお、(2) から については実施内容や頻度等を具体的に示すこと。

(1) 店舗設計・施工・施工管理業務

リニューアルポイントや出店地域を踏まえた店舗設計の考え方・方針

内装リニューアルのコンセプト

内装レイアウト図・イメージパース図、店舗ゾーニング(図面添付)

各売場の商品陳列状況のパース図は必ず示すこと。

什器入替や内装工事実施の有無を含む

店外視認性

什器備品の導入計画

物販棚・軽飲食コーナーの増席

観光案内コーナー

工程表

概算工事費

(2) 店舗運営等業務関係

リニューアルポイントや出店地域を踏まえた管理運営の方針

集客促進、販売促進に向けた工夫(顧客分析による集客及びリピーター対策、イベントスペースの活用法、出張販売の実施を含む)

ショップ周知の方策(近隣地や長崎ゆかりの企業等主催のイベントでのPR、ホームページ(管理運営含む)・SNSでの情報発信及び観光コーナー等との連携を含む)

長崎県産の食品(生鮮農水産物を含む)、工芸品等の展示・販売実施計画(仕入ルートを含む)

有料エリアの事業展開策

軽飲食コーナーの事業展開策(テイクアウト、コイン式県産酒自販機含む)

県産品にかかるコト消費(体験)の実施の施策展開策

通年実施でなくとも可

消費者ニーズを聴取する等、県産品の評価等についてのフィードバックの取組み  
取扱商品の店舗外の販路拡大に向けた取組みへの支援

「長崎らしい」季節や地域の特色を感じさせる装飾、雰囲気づくり(BGM、スタッフ対応等を含む)の展開策

目標数値の設定(来館者数、売上高、情報発信件数、出張販売数、事業者へのフィードバック数)

長崎県における来館者目標値

基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
34.5万人 (R6)	36.9	38.3	39.6	41.0	42.5

(3) 運営計画

営業時間、休業日

## 運営体制

ア．全体運営体制（店舗外責任者、統括責任者、副責任者の配置等）

イ．店内の要員体制

ウ．主要スタッフの条件（特に長崎県産品の知識を有し、商品の背景（製造過程、歴史・文化、環境など）や調理方法などを直接紹介するスタッフ（以下「食と暮らしの案内人」という。）の採用条件について具体的に記述すること）

従業員の教育体制（特に「食と暮らしの案内人」のスキルアップ方策を記述すること）

商品の仕入（軽飲食コーナーの仕入を含むこと）

商品計画（店舗の運営に必要な商品計画（取扱商品品目・数量等））

## （４）収支計画

令和１２年度までの収支計画（購買客数、購買客単価、物販・飲食別売上及び集客、販促、広報、イベント開催経費等を明記のこと）

なお、委託条件書の２－（７）－の上乗せ額は収支計画に含めないこと

また、「一定の率」は収支計画に記載すること

## （５）全体スケジュール

店舗設計、店舗工事、施工管理、商品計画、販促計画、営業等許可、店舗告知、店舗運営開始までの準備計画

## （６）業務執行体制

１者の場合は、担当部局名及び各人員。グループの場合は、担当構成員名、担当部局名及び各人員がわかる業務執行体制図。（参加申込時の別記様式２：会社概要を添付すること。）

引継業務への対応については、本公募により運営事業者指定された場合、どのような体制により現在の運営事業者から業務を引き継ぐか、スケジュールを含めて具体的に記載すること。（現在の運営事業者は、別の候補者が選考された場合の引継体制について記載すること。）

## （７）提出期限

令和７年１２月５日（金）午後５時必着

## （８）提出方法

持参または郵送により提出するものとする。持参の場合は、土日祝日を除く、午前９時から午後５時までに提出すること。郵送の場合は、書留郵便（特定封筒郵便（レターパック等）は認めない）に限ることとし、上記の提出期限までに必着とする。

なお、郵送の場合は到着を確認すること。また、電子メールによる提出は、不可とする。

(9) 提出先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・住所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 5階

(10) 企画提案書の形式等

企画提案書は、様式5を表紙とすること。表紙以外の様式は任意とするが、サイズはA4判縦(A3判による折り込み可)で横書き、左綴じとする。

企画提案書の提出部数は15部(正本1部、副本14部)とする。

企画提案に関する有効な資料や、過去に類似業務を実施した実績等については、その資料を添付することができる(提出部数15部)。

必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

企画提案書等は、返却しない。

企画提案書等を提出した後の変更・追加等は、原則として不可とする。

企画提案書等については、第三者の著作権等の権利を侵害していないこと。

応募者は、提出した企画提案書が、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る事業者の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の採用時に県に無償で譲渡するものとする。

8. 評価・選考方法

(1) 評価の方法等

企画提案の審査にあたっては、有識者及び県で構成する「長崎県アンテナショップ運営事業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設置し、前述7.の「企画提案書の内容及び提出方法等」に基づき、総合的に評価する。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション

選考委員会は、前述の応募資格を有すると認められた企画提案書を提出した者を対象として、次のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を行う場合がある。また、円滑な審査に資するため事前に担当課においてヒアリングを実施することがある。資格審査の結果、失格となった者及び応募者多数の場合で書類審査により選定されなかった者は、プレゼンテーションには参加できない。

これに該当する者には、直接、その旨を通知する。

実施時期：令和7年12月中旬(選考委員との日程調整後決定)

実施場所：長崎市内

実施方法：応募者は、提出した企画提案書に基づき、25分間で説明し15分間の質疑応答を行う。

出席者：統括責任者及び担当者等(3名以内)

詳細については、別途通知する。

(3) 選考に関する事項

プレゼンテーションの後、選考委員会で審査を行い、基準を満たした提案者の中から最優秀提案者及び優秀提案者(以下、次点提案者という。)各1者または1グループを選定する。

審査については、別表1「審査項目」に基づき総合的に行う。

選考結果については、提案者全員に書面により通知する。

選考委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

選考委員会は、応募が1者または1グループの場合でも開催する。

(4) 優先交渉権者との協議

最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約に必要な協議を実施する。

(5) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点提案者と業務委託契約に必要な協議を実施する。

(6) 運営事業者決定後の諸手続き

運営事業者決定後、県と事業者との間で業務委託契約の締結手続きを行う。手続きの方法等については、運営事業者あて別途通知する。

(7) 選考結果の公表

選考結果の通知後、以下について長崎県ホームページにおいて公表する。

ア．最優秀提案者の氏名

イ．募集期間

ウ．応募者(最優秀提案者のみ実名を公表し、その他の応募者については名前を伏せて公表する)

エ．選考方法

オ．選考委員の職氏名

カ．選考結果(審査項目及び項目別採点結果)

キ．選考理由

ク．議事要旨

企画提案書の閲覧について

選考された者が提出した企画提案書について、下記の場所において、上記の公表を始めた日の翌日から1週間閲覧することができる。なお、企画提案書の中に応募者特有の技術等閲覧に供することができない部分がある場合は、事前に企画提案書にその旨を記載し、県と協議する必要がある。

選考結果の問い合わせ先

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課 国内班

・住所 : 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3 - 1 5階

・電話 : 095-895-2623 / FAX : 095-895-2562

・E-Mail : s38040@pref.nagasaki.lg.jp (すべて半角英数)

## 9. 応募にあたっての留意事項等

### (1) 業務提携について

応募者が業務提携を活用して運営を行うことも可能とする。ただし、名義貸し等の制限に該当しないこと及び応募者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要である。

### (2) 選考対象からの除外

応募者が次のいずれかに該当するときは、その者を審査対象から外し、もしくは運営事業者としての決定を取り消す場合がある。

選考委員会の委員もしくは選考手続き業務に従事する県職員又はその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他公正な選考を妨げる行為の事実が判明した場合

本公募について不正な利益を得るために連合した場合

応募申込書等に虚偽の記載が確認された場合

複数の事業計画又は収支計画を提出した場合

その他選考の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合

応募者の資格を満たしていないことが判明した場合

応募者による運営業務の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が運営事業者としてふさわしくないと県が判断したとき

### (3) その他

手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。

別表1		審査項目
必須	・応募者は資格要件(公募要領)を満たしているか。	
	・企画提案書は、「日本橋長崎館リニューアルポイント」、「長崎県アンテナショップ整備・運営事業者公募要領」及び「長崎県アンテナショップ整備・運営事業者募集にかかる委託条件書」に記載された内容が漏れなく提案されているか。	
<b>(1) 店舗設計・施工・施工管理業務(公募要領7.(1))</b>		
リニューアルポイントや出店地域を踏まえた店舗設計の考え方・方針		
内装リニューアルのコンセプト		
内装レイアウト図・イメージパース図、店舗ゾーニング(図面添付)		
店外視認性		
什器備品の導入計画		
物販棚・軽飲食コーナーの増席		
観光案内コーナー		
工程表		
概算工事費		
<b>(2) 店舗運営等業務(公募要領7.(2))</b>		
リニューアルポイントや出店地域を踏まえた管理運営の方針		
集客促進、販売促進に向けた工夫(顧客分析による集客及びリピーター対策、イベントスペースの活用法、出張販売の実施を含む)		
ショップ周知の方策(近隣地や長崎ゆかりの企業等主催のイベントでのPR、ホームページ(管理運営含む)・SNSでの情報発信及び観光コーナー等との連携を含む)		
長崎県産の食品(生鮮農水産物を含む)、工芸品等の展示・販売実施計画(仕入ルートを含む)		
有料エリアの事業展開策		
軽飲食コーナーの事業展開策(テイクアウト、コイン式県産酒自販機含む)		
県産品にかかるコスト消費(体験)の実施の施策展開策 通年実施でなくとも可		
消費者ニーズ等を聴取する等、県産品の評価等についてのフィードバックの取組み		
取扱商品の店舗外の販路拡大に向けた取組への支援		
「長崎らしい」季節や地域の特色を感じさせる装飾、雰囲気づくり(BGM、スタッフ対応等を含む)の展開策		
目標数値の設定(来場者数、売上高、情報発信件数、出張販売数、事業者へのフィードバック数)		
<b>(3) 運営計画(公募要領7.(3))</b>		
営業時間、休業日		
運営体制		
ア. 全体運営体制(店舗外責任者、統括責任者、副責任者の配置等)		
イ. 店内の要員体制		
ウ. 主要スタッフの条件(特に長崎県産品の知識を有し、商品の背景(製造過程、歴史・文化、環境など)や調理方法などを直接紹介するスタッフ(以下「食と暮らしの案内人」という。)の採用条件について具体的に記述すること)		
従業員の教育体制(特に「食と暮らしの案内人」のスキルアップ方を記述すること)		
商品の仕入(軽飲食コーナーの仕入を含むこと)		
商品計画(店舗の運営に必要な商品計画(取扱商品品目・数量等))		
<b>(4) 収支計画(公募要領7.(4))</b>		
令和12年度までの収支計画(購買客数、購買客単価、物販・飲食別売上及び集客、販促、広報、イベント開催経費等を明記のこと)		
<b>(5) 全体スケジュール(公募要領7.(5))</b>		
店舗設計、店舗工事、施工管理、商品計画、販促計画、営業等許可、店舗告知、店舗運営開始までの準備計画		
<b>(6) 業務執行体制(公募要領7.(6))</b>		
業務執行体制(引継業務含む)		
店舗運営の実績(県産品の販売実績含む)		
安定した財務基盤		

## 長崎県アンテナショップ整備・運営事業者募集にかかる委託条件書

長崎県アンテナショップ整備・運営事業者（以下「事業者」という。）の募集にかかる委託条件については、下記のとおりとする。また、委託業務の遂行にあたっては、第三者に再委託してはならないものとする。ただし、県の指示がある場合、またはあらかじめ県の承諾を得た場合についてはこの限りでない。

なお、事業者は、各種業務の実施にあたって、「日本橋長崎館リニューアルポイント（以下「リニューアルポイント」という。）」の実現に向け、真摯に取り組むこと。

## 1. 店舗設計・施工・施工管理業務の委託条件

## (1) 委託対象業務

長崎県アンテナショップ（以下「アンテナショップ」という。）にかかる店舗設計・施工（実施設計に係る図面及び設計内訳書作成、内装工事等）

- ア．内装は統一感を持たせること。その際、店内が暗くならないような色味・材質に配慮すること。
- イ．店舗デザインは、リニューアルポイントを十分踏まえること。
- ウ．設計・施工にあたっては、店舗運営担当と十分な連携を図ること。
- エ．物販エリアの入口付近は「有料エリア」として事業者や県内自治体向けへ貸出しを行うこととしている。なお、貸出しがない期間は通常物販エリアとして使用可能とする。また、物販棚や冷蔵(冷凍)ショーケース等の既存什器は入替を行うこと。
- オ．観光案内コーナーは物販エリアの効率的な運用のため移設する。移設先は店内の回遊性を妨げない場所を想定し、接客及び観光用事務スペースを設置するとともに、長崎県内の大まかな地図（観光マップ）を設置すること。併せてパンフレットコーナーも撤去・移設すること。
- カ．軽飲食コーナーは既存のカウンターに加え、イベントスペースに可動式で軽量のテーブル椅子を導入し、座席数を増やすこと。（増席数はオペレーションが可能である現実的な範囲内とすること。  
料理の提供動線確保のため、カウンターの一部を跳ね上げ式にすること。  
県産酒振興の観点から県産酒ワンコイン自販機を導入すること。
- キ．厨房は長崎の食を感じさせるメニューの更なる充実や、料理提供の効率化のために必要な機器を導入すること。
- ク．入店しやすくなるよう、ピロティ部分を工夫すること。  
（なお、ピロティ天井部分や円柱の電源設置工事を伴うものは、原状復旧に多額の費用を要するため不可とし、その他造作等はN T T都市開発株式会社（以下「入居ビルオーナー」という。）と協議が必要）  
空調、給排水工事等、入居ビルオーナーが別に指定する工事（以下「B 工事」という。）については、全体設計終了後すみやかに入居ビルオーナーが指定する施工業者（以下「B 施工者」という。）に再委託すること。  
設計・施工に際しては、各法令のほか入居ビルオーナーの貸方基準・工事区分等

(応募者に別途配付)を遵守すること。また、不明な点については入居ビルオーナーと十分協議すること。

B 工事設計者、B 施工者との協議を十分に行い、設計・施工にあたること。

B 工事の積算額が当初の計画から増加した場合であっても、委託料の増額は行わない。また、減額となった場合は、県が新たな工事等を必要とする場合に限り、県と事業者が協議のうえ、減額された範囲内で業務を変更・追加することができるものとする。

委託業務には、什器・備品の制作・購入・設置・撤去・処分に関する業務を含む。なお、県が必要とする什器・備品については、説明会において配付する。また、説明会以降に下記担当部局においても配付するほか、長崎県のホームページに令和7年12月5日(金)午後5時まで掲載する。

#### 【担当部局】

長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課国内班

・住所：長崎県長崎尾上町3-1 5階

・電話：095-895-2623

・受付時間：土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

店舗運営のために必要な厨房設備、冷蔵・冷凍ショーケース、商品陳列棚、可動式テーブル・椅子等の備品については、事業者が独自に設置するものを除き、県からの委託料において賄い、県の所有とする。

物販エリア(有料ゾーン含む)及び軽飲食コーナー増席のテーブル椅子は、臨機応変にレイアウトを変更して使用するため、可動が容易にできるものとする。

#### 施工管理

設計に基づく適正な施工及び進捗管理を行うこと。

#### 事故等の未然防止と発生時の対応

##### ア．事故等の未然防止

事業者は、工事における事故等を未然に防止するため、適切な管理及び措置を行うこと。

##### イ．事故発生に伴う責任ある対処

a) 事業者は、工事に当たって第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

b) 県は、事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

##### ウ．事故等にかかる適切な対応と県等への迅速な報告

事業者は、工事において事故等が発生した場合は、責任を持って対処するとともに、県及び入居ビルオーナーに対して、その内容を迅速に報告すること。

( 2 ) 業務期間

実施設計業務

契約締結日から令和8年2月27日(金)

施工・施工管理業務

契約締結日から令和8年5月31日(日)

( 3 ) 委託料

委託上限額

実施設計業務 4,400 千円

施工・施工管理 34,357 千円

それぞれ完成払いとし、支払については契約書で別途定める。

( 4 ) 物品の帰属

県の負担において整備・購入した物品については、県に帰属するものとする。

( 5 ) 県と事業者との調整

事業者が独自に設置する備品については、県と協議を行い、アンテナショップのリニューアルポイント及び店舗デザインとの統一感に配慮すること。

2. 店舗運営等業務の委託条件

( 1 ) 委託対象業務

県産品の展示・販売業務

ア. 長崎県産の食品(生鮮農林水産物を含む) 工芸品等の展示・販売をはじめとする県産品の認知度向上を図るための販売対策を実施すること。

生鮮農林水産物の情報発信及び販売を行うこと。販売を行う場合は、鮮度が十分保持され、商品イメージを損なわないよう留意すること。

工芸品については、三川内焼、波佐見焼、長崎べっ甲、真珠等幅広く情報発信を行うこと。

試食が可能な食品については、試食による情報発信を積極的に行うこと。ただし、試食の実施にあたっては、適切な衛生管理を行うこと。

販売にあたっては、ラッピング、ギフトボックス、保冷剤などの消費者の要望にきめ細やかに対応すること。

イ. 事業者は、販売商品の選定については、原則、「長崎県アンテナショップ取扱商品基本方針」に従い選定し、決定すること。

ウ. 取扱商品が固定化されないよう商品の入れ替えを随時行うこと。また、限定商品やコラボ商品等の話題性のあるものについては、商品陳列棚を移動させて販売するなど演出を工夫すること。

エ. コト消費(体験)を通じた販売を行うこと。(期間限定も可とする)

オ. 弁当販売を行う場合、皿うどんやトルコライス等、長崎にちなんだ弁当を販売すること。なお、長崎にちなんだ弁当が困難な場合、県産品を使用した弁当でも可とし、使用している県産品が購入者に分かるよう、ポップ等の演出を行うこと。

カ．キッチンカーでの販売を行う場合、長崎にちなんだメニューや県産品を使用したメニューを入れるよう努めること。

#### 有料エリアの管理運營業務

ア．県と連携し、有料エリアの管理運営を行うこと。

イ．有料エリアに関する取扱については、提案者の提案内容を基に別途定める『「日本橋 長崎館」有料エリア利用要綱』等に従うものとする。

ウ．有料エリアのPRを積極的に行うこと。

エ．有料エリア使用にかかる経費は、各主催者が負担するものとする。

オ．有料エリアや店舗内トイレの清掃等日常行う管理については、事業者の負担により実施すること。

カ．有料エリア使用にかかる光熱水費については、各主催者が負担する。経費の範囲、負担方法等については、県と事業者において別途協議することとする。

キ．有料エリアの申し込みがないときは、県産品の展示・販売業務に使用して差し支えないものとする。

#### 軽飲食コーナーの運營業務

ア．長崎県の食材を使用するなど、長崎県の食を楽しめ、立ち寄り感覚で使用しやすい軽飲食コーナーを運営すること。

イ．長崎県内の地域性を実感することができるメニューを提供することで、長崎県の多様な食の魅力を発信すること。（食器については、原則県産品を使用すること。また希望者への販売も実施すること。）

ウ．メニューの入れ替えや追加等を随時行うこと。

エ．店内商品を活用した調理方法やメニューを紹介し、県産品の情報発信を行うこと。

オ．多くの来館者に料理を迅速に提供できるよう対応すること。

カ．コイン式県産酒自販機を導入し、県産酒のPR・販売を行うこと。また、軽飲食コーナーでの飲食が可能であることを周知すること。

キ．長崎を連想させるテイクアウトメニューを企画し提供すること。

#### イベントの開催・運營業務

ア．県と協議のうえ、事業者が主催するイベントを企画し実施すること。

イ．イベント開催に関する取扱については、別に定める『「日本橋 長崎館」イベントスペース利用要綱』等、イベントスペース利用に関する諸規程に従うものとする。

ウ．物販に関するイベントも可能とし、売上は各主催者の収入とする。

エ．イベント（県等が主催するものを含む）のPRを積極的に行うこと。

オ．イベント開催にかかる経費（事業者が行うPR活動費を除く）は、各主催者が負担するものとする。

カ．イベントスペースや店舗内トイレの清掃等日常行う管理については、事業者の負担により実施すること。

キ．イベント開催にかかる光熱水費については、各主催者が負担する。経費の範囲、負担方法等については、県と事業者において別途協議することとする。

#### 長崎県、アンテナショップ、イベント等の情報発信業務

事業者は積極的に情報発信・PR等を実施（近隣地や長崎ゆかりの企業等主催のイベントでのPR、ホームページ（管理運営含む）・SNSでの情報発信及び観光等情報発信ゾーンとの連携を含む）すること。

また、首都圏にある本県に関係のあるアンテナショップ等との連携による県産品の広域的なPRを行うこと。

#### 県産品に関する情報提供及び収集・フィードバック業務

ア．長崎県産品の知識を有し、商品の背景（製造過程、歴史・文化、環境など）や調理方法などを直接紹介するスタッフ（以下「食と暮らしの案内人」という。）は、常時1名は配置することとし、来館者に対して県産品の情報提供（商品の魅力や食べ方（使い方）を含む）を行うこと。

また、長崎県産品の魅力を情報発信するためにPOP広告や映像などを活用し県産品の情報を消費者等に発信すること。

イ．来館者、購入者数、売上、客単価等の実績及び分析などの、月次毎のデータ収集及び整理を行い、県に提供すること。また、市町への情報提供についても、県と協議のうえ、実施すること。

ウ．来館者等へ消費者ニーズ及び県産品等に関するアンケート調査（1週間程度）を実施し、集計・分析結果及び事業者の意見を付し、速やかに県に報告するとともに、アンケート結果を店舗運営に活用するよう努めること。

エ．生産者等へのフィードバックについては、後日、フォローアップを行うなど、効果的な手法により実施すること。

オ．県が実施するテストマーケティングでは、有料エリアにチャレンジコーナーを設置し、県内事業者の新商品等についての消費者ニーズ等をフィードバックすること。

チャレンジコーナーへの商品補充などの運営や日本橋長崎館運営アドバイザーへの商品発送等管理業務を行うこと。

#### 取扱商品の出張販売業務

県産品等販売や県の観光PR、「日本橋長崎館」への誘客のため、首都圏百貨店、商業施設等での出張販売の依頼には可能な限り応じること。また、出張販売時はキャッシュレス決済を可能とすること。

#### 取扱商品の販路拡大業務

取扱商品について、首都圏にあるスーパー、百貨店、ホテル等への販路開拓及び販路拡大に向けた取組みの支援を行うこと。

#### 店舗等管理業務

ア．店舗（県が管理する部分を除く）・商品・顧客・在庫・衛生・労務・金銭等の管理業務を実施すること。

- イ．季節や県内のイベント開催時期に応じて、地域の特色を感じさせる長崎らしい装飾、雰囲気づくり（BGM、スタッフ対応（長崎弁の使用等）等を含む）を実施すること。
- ウ．軽飲食コーナー・物販コーナーにおける装飾にかかる経費は事業者が負担することとし、天井・ショーウインドウにおける装飾にかかる経費は、県と事業者において別途協議のうえ、原則として県が負担することとする。なお、装飾品は、事業者において保管すること。

#### 施設・設備維持管理業務

- ア．施設・設備（県が管理する部分を除く）の適切な管理（開錠、施錠、備品等）を実施すること。
- イ．施設・設備（県が管理する部分を除く）の維持、点検、修繕を実施すること。
- ウ．火災保険及び各種損害保険契約を締結（県が管理する部分を除く）すること。  
県が整備した部分にかかる大規模な修繕・交換工事を実施する場合、その手法・時期等に関しては、県と事業者間で協議のうえ決定するものとする。

#### 人材確保・配置及び従業員教育業務

- 運営に必要な優秀な人材の確保と配置、計画的な従業員教育を実施すること。
- ア．事業者として責任体制を明確にするための店舗外責任者を配置すること。
- イ．店舗全体の管理運営と、県との調整を行う統括責任者を配置すること。
- ウ．総括責任者を補佐する副責任者を配置（総括責任者と副責任者のいずれかは常時店舗内に勤務していること）すること。
- エ．接客業務等を適切に行うために必要な人員の配置すること。
- オ．「食と暮らしの案内人」として特に優秀な人材を配置（物販ゾーン内に常時1名以上）すること。
- カ．酒類販売責任者、食品衛生責任者及び防火管理者の資格者を配置すること。
- キ．従業員、特に「食と暮らしの案内人」に対し、十分な実地研修を実施すること。
- ク．長崎県についての基本的知識や県産品・観光等の知識、接客等に対する計画的な従業員教育を実施すること。
- ケ．総括責任者、副責任者又は「食と暮らしの案内人」等による店舗内試食会等を通じた従業員への商品教育を実施すること。

#### 販売情報管理システムの導入及び運用

- ア．顧客管理システム導入による顧客管理（ポイントカード導入、顧客情報分析等）を実施すること。
- イ．商品管理（在庫管理、賞味期限管理等）を実施すること。

#### 外国人購入者に対する配慮

- ア．利用が想定される現金以外での代金決済について配慮すること。
- イ．免税について配慮すること。
- ウ．商品説明の表示について配慮すること。

## 衛生管理・関係法令等の遵守

- ア．衛生管理、防火・防災等の関係法令や監督官公庁の指導事項、各種ガイドライン等を遵守すること。
- イ．衛生管理及び感染症対策の徹底すること。
- ウ．勤務時間、賃金等に関する労働関係法令を遵守すること。
- エ．飲食の提供や食品販売等の店舗運営手続き及び届出を実施すること。
- オ．設置建物内の館内規則等を遵守すること。

## 事故等の未然防止と発生時の対応

### ア．事故等の未然防止

事業者は、アンテナショップでの事故等を未然に防止するため、適切な管理及び措置を行うこと。

### イ．事故発生に伴う責任ある対処

- a) 事業者が、故意または過失によりアンテナショップ等を損傷し、または滅失したときは、事業者の負担により原状回復すること。また、県に別に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- b) アンテナショップの運営にあたって、第三者に損害が生じた場合、事業者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りでない。
- c) 県は、事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

### ウ．事故等にかかる適切な対応と県への迅速な報告

事業者は、アンテナショップにおいて事故等が発生した場合や、顧客からの苦情があった場合等は、責任を持って対処するとともに、県及び関係者等に対してその内容を迅速に報告すること。

## 個人情報の保護

関係法令の遵守及び情報管理の徹底を図ること。

## 仕入・販売データ等の報告

事業者は、県に次の報告書（任意様式）を提出すること。

- ア．日別の来館者数、購買者数、購買客単価、売り上げ速報、外部催事情報（翌営業日に報告）
- イ．その他、県の求めに応じた迅速な情報の提供
- ウ．商品別売上げ情報や収支状況等、その他詳細な報告は月例報告、年次報告を作成し県に提出すること。

## 県及び県内市町等に対する協力

県及び県内市町等が実施する物産・観光イベントへの協力を行うこと。

対応マニュアルの策定及び改訂

次のマニュアルを策定すること。また、必要に応じ改訂を実施すること。

ア．店舗運営マニュアル

イ．衛生管理マニュアル

ウ．接客マニュアル

## ( 2 ) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

本委託期間中は令和8年4月1日以降の運営に係る準備を行うものであり、令和8年4月1日以降の契約は別途行う。

## ( 3 ) 委託料

0円(独立採算制)とする。

## ( 4 ) 各種会議等

### 定例会議

より良い店舗運営に向け、原則、毎月、県と事業者による定例会議を開催( web 開催も含む)するものとする。定例会議は、来館者等への長崎の魅力の情報発信、生産者等へのフィードバック、取扱商品の販路拡大等の方策についての具体的な運営計画のほか、その他運営に必要な事項について議論する場として活用する。

### 運営委員会

原則、年に2回、県と事業者と日本橋長崎館運営アドバイザーによる運営委員会を開催するものとする。運営委員会は日本橋長崎館の運営状況を報告し、運営に係る課題解決や今後の取組みの方向性等について、意見交換、助言等をもらう場として活用する。

## ( 5 ) 既存備品の活用

事業者は、店舗にある県が所有する既存備品(資料3「設備及び備品一覧」を参照)を活用し(1)に定める店舗運営等業務を行うものとする。

ただし、事業者の負担で既存備品を入れ替えることができるものとする。この場合、既存備品の取扱については、事業者と県で協議するものとする。

今回のリニューアルで既存備品の入替があることに留意すること。

## ( 6 ) 内装工事

事業者は、県との協議の上、事業者の負担で内装工事(壁の塗り替えなど軽微なものに限る)ができるものとする。なお、委託期間終了後は、事業者の負担により県が指定する期日までに原状に回復して明け渡すこととする。ただし、県が特に承認したときは、この限りではない。

## (7) 経費負担

県が負担する経費は、次のとおりとする。

- ア．県が契約した不動産賃料・共益費
- イ．県が整備した施設・設備の修繕（1件あたり10万円以上）にかかる経費（事業者の責めに帰すべき事由により生じた修繕を除く）
- ウ．その他県が独自で実施する事業にかかる経費及び人件費

事業者が負担する経費は、次のとおりとする。

- ア．事業者が独自に必要なとする什器、備品に要する経費
- イ．事業者が独自に必要なとする内装工事に要する経費
- ウ．施設・設備（県が整備したものを含む）の維持、点検、修繕（1件あたり10万円未満）にかかる経費
- エ．仕入代金（配送費を含む）及び仕入に伴う諸経費
- オ．以下を例示とする運営諸経費
  - a) 人件費（採用経費・教育費を含む）
  - b) 軽飲食コーナーにかかる経費
  - c) 事業者が実施するイベントにかかる経費
  - d) 事業者が実施するPR・広報にかかる経費（HP管理費含む）
  - e) 販売情報の管理システム導入及び運用にかかる費用
  - f) クレジット・ギフト券等手数料及び電子マネー手数料
  - g) 運営対象スペースにかかる光熱水費
  - h) 運営対象事業にかかる通信運搬費
  - i) 包装紙や管球等の消耗品費（管球については処分費含む）
  - j) 店内販促費（試食の実施にかかる経費を含む）
  - k) 清掃費（物販部分(有料エリア含む)をはじめ、バックヤード、イベントスペース、トイレ、県との共有部分を含む）廃棄物処理費、殺虫殺鼠費、食品衛生管理費
  - l) 防犯関係費（防犯カメラ設置費等）
  - m) 事業者がアンテナショップ以外の場所に独自に設置する倉庫、事務所等の費用（既存備品の入れ替えによる当該備品の管理・保管に要する経費を含む）
  - n) その他、上記以外で「日本橋 長崎館」の管理運営にかかる経費

事業者が運営事業費（イベント開催経費または広報費）に上乗せすべき負担額

事業者は、事業の充実を図るため、四半期ごとの営業利益に「一定の率」を乗じた額を翌四半期のイベント開催経費または広報費に上乗せし、執行すること。また、上乗せ額が確定した時は、速やかに県に報告し、用途について協議すること。なお、「一定の率」については、公募要領7. - (4)「収支計画」に示すこと。ただし、委託契約最終年度については、第3四半期までの負担とする。

## (8) 管理運営に関する条件

休業日及び営業時間

原則、次の事項を基本とすること。これと異なる設定を行う場合は、公募要領7. - (3)「運営計画」により提案すること。ただし、原則と異なる休業日及び営業時間を提案する場合はその理由を付すること。

ア. 休業日：年中無休（ただし、年末年始及びビルの館内規則で設定された休館日や県が指定及び指示する臨時休業を除く）

イ. 営業時間：午前10時30分から午後7時30分（ただし、延長及び短縮営業を行う場合は県と協議の上実施すること）

各種運營業務に関する条件

ア. 入居ビルの館内規則を遵守すること。

イ. 販売に要する各衛生許可等の取得・更新を行うとともに法令を遵守すること。

a) 食料品販売

b) 乳製品販売

c) 食肉販売業

d) 魚介販売業

e) 飲食店営業

f) その他、法令等で定められたもので必要なもの

酒類販売の取得・更新等

酒類販売に要する酒類販売業免許の取得・更新及び所管税務署に対し販売に関する報告を行うこと。

アンテナショップの名称等の使用

アンテナショップの名称及びロゴタイプ・ロゴマークは、既存を使用すること。

県との運営協議への対応

県との運営協議には積極的に応じること。

建物、設備の使用上の制約

県または入居ビルオーナーが行う建物、設備の修繕、改修、検査等により生ずる使用上の制約に関しては、県または入居ビルオーナーはその責を負わない。

(9) 年間業務完了報告書等の提出書類等

実施計画等

a) 商品計画書

b) 販売計画書

c) 広報計画書

d) イベント計画書

e) フィードバック計画書

f) 取扱商品の販路拡大計画書

g) 従業員配置計画書

- h) 従業員教育計画書(ただし、「食と暮らしの案内人」に対する教育計画については特に詳細に記載すること)  
実施状況の定期報告(毎月)
- a) 県産品に関する情報提供及び収集・フィードバック業務実績
- b) 販売情報管理システム運用による売上データの管理・分析状況
- c) その他企画提案書に定めた目標等を達成するために講じた措置等

#### 実績報告

- a) 仕入実績書
- b) 販売実績書
- c) 広報実績書
- d) イベント実績書
- e) テストマーケティング実績書
- f) フィードバック実績書
- g) 取扱商品の販路拡大実績書
- h) 従業員配置実績書
- i) 従業員教育実績書

電子データを提出すること。

イベント実績書及び従業員教育実績書については、実施写真を添付すること。

#### 提出期限

は、毎年4月10日(土日祝日の場合は、翌営業日)

は、毎年翌月25日(25日が土日祝日の場合は、翌営業日)

は、毎年4月25日(土日祝日の場合は、翌営業日)

### 3. その他、注意点

#### (1) 会計実地検査等への対応

本委託業務にかかる会計実地検査や行政視察等が行われる場合、事業者は最大限の協力をすること。

#### (2) 県有財産の善管注意義務

事業者は、アンテナショップにおいて使用する県有財産について、財産管理台帳を作成するとともに、遺失や破損等が起こらないよう善良な管理者の注意を持って管理する義務を負うこと。なお、財産管理台帳に記載するものは、別途県から指定する。

#### (3) 業務引継ぎ

本公募により運営事業者を選考された場合、どのような体制により現在の運営事業者から業務を引き継ぐか、スケジュールを含めて具体的に記載すること。

(現在の運営事業者は、別の候補者が選考された場合の引継体制について具体的に示すこと)

## 参加申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

(提出者) 所在地

会社名

代表者名(役職名 氏名) 印

長崎県アンテナショップ整備・運営事業者公募に係る企画提案に参加したいので、別添のとおり資料を提出します。

### 1. 添付資料

- ・会社概要(様式2)
- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ・直近2年間の決算報告書
- ・都道府県税の納税証明書
- ・消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書
- ・誓約書(様式6-1)

### 2. 担当者連絡先

1. 所在地	
2. 所属	
3. 役職	
4. 氏名	
5. 電話番号	
6. 電子メール	

提出書類は原本とし、参加申込書提出日より3か月以内に発行されたものに限る。

## 参加申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

(代表者) 所在地  
 会社名  
 代表者名(役職名 氏名) 印

(構成員) 所在地  
 会社名  
 代表者名(役職名 氏名) 印

長崎県アンテナショップ整備・運営事業者公募に係る企画提案に参加したいので、別添のとおり資料を提出します。

1. 添付資料

- ・会社概要(様式2)
- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ・直近2年間の決算報告書
- ・都道府県税の納税証明書
- ・消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書
- ・共同事業体に関する協定書
- ・誓約書(様式6-2)

2. 担当者連絡先

1. 会社名	
2. 所在地	
3. 所属	
4. 役職	
5. 氏名	
6. 電話番号	
7. 電子メール	

提出書類は原本とし、参加申込書提出日より3か月以内に発行されたものに限る。

## 会社概要

## 1 基本情報

(ふりがな) 会社名		代表者名	
所在地	〒	電話番号	
設立	年 月 日	従業員数	名
資本金	万円	株式上場	(上場・非上場)
売上高	R 5 : 百万円	R 6 : 百万円	

## 2 主な業務内容

会社の概要等が記載されたパンフレット等があれば添付してください。

## 3 物産販売施設の運営実績(直近2か年の売上実績を含めて記載すること)

## (1) 物産販売施設の運営実績

## (2) 長崎県産品の販売実績

(該当がある場合は、取扱商品及び販売額等について記載すること)

グループの場合は、構成員ごとに作成のこと

## 説明会参加申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

(申込者) 所在地

会社名

代表者名(役職名 氏名)

長崎県アンテナショップ整備・運営委託事業者公募説明会について、下記のとおり申し込みます。

### 記

#### 1. 参加会場名

( 11/5 東京会場 ・ 11/10 長崎会場 )

どちらかに「○」を付けてください。

#### 2. 参加者

氏 名	社名及び役職名	連絡先
		(mail)
		(tel)
		(mail)
		(tel)

参加者は1者または1グループにつき2名以内までとします。

(様式4)

# 質 問 書

令和 年 月 日

質 問 者	会 社 名	
	氏 名	
	電 話	
	メールアドレス	
質 問 内 容		

(様式5)

# 企 画 提 案 書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

(提出者) 所在地

会社名

代表者名(役職名 氏名) 印

長崎県アンテナショップ整備・運営事業者公募に係る企画提案書を別添のとおり提出します。

グループ提案の場合は、構成員全員の連名、押印が必要

# 誓 約 書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

(提出者) 所在地

会社名

代表者名(役職名 氏名) 印

長崎県アンテナショップ整備・運営事業者公募要領6 . - ( 2 )の「応募者の資格要件」に示されている資格要件について全て満たしていることを誓約します。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

(提出者) 所在地

会社名

代表者名(役職名 氏名) 印

長崎県アンテナショップ運営事業公募要領6 . - ( 2 ) の「応募者の資格要件」に示されている資格要件について、 ただし書き部分を除き全て満たしていることを誓約します。

グループの場合は、構成員ごとに作成のこと